

嘆願書に対する回答に就き従業員諸子に告ぐ

今回吾が横濱市電氣局従業員が重大なる責任の完全なる遂行を期する爲との理由を以て共和會の名に於て爲されたる當局に對する嘆願に對しては乍の通回答せり嘆願書提出の理由とする處は要するに標準時間制を以て待遇改悪なりこじ従業員は過勞に依て其生活を根底から覆へされたて健康、保險、待遇等に關し嘆願するものたゞふが、元來職務上の觀念は自己の從事する事業の發展を企圖することを以て第一要件とせなくてはならぬ、即ち事業の爲努力奮闘してこそ初めて相當時間制の如きも此の意味に於て「正確な勤労」之に對する報酬の原則を確立したに過ぎぬ。乗務員が規定の乗務をしなくとも宜しい。運刻にても差支ないでは交通運輸の重大なる使命を果し得めでは無いか、而も現に諸君の受けつゝある報酬は昭和三年下半期の實績に依れば賞與其額他各種の手當を併せ精勤者一人平均月收決して生活が根柢から覆へるものとは考へぬ。況んや吾が市電の財政は極度の窮乏に陥り昭和二年度に於て約四十萬圓の缺損を生じ本年度に入りても線路が増し拘はらず日々の收入は昨年に比し動もすれば械收を示すやうな實情の下に在つては到底嘆願事項を認容することは出來難いのである。従業員諸子は以上の如く電氣局の實情が非常時に在ることを諒解すると同時に自己の職務觀念に立脚し慎りに自己の要求のみを先にせんとすることを慎んでねばならぬ。

四、行路變更指定の場合五割増支給せられたり

回答 増給し難し

説明 行路變更は祭日其他市中入出多き日の配車状態に適應せんが爲めに所定勤務時間制に依らす其の始業時及終業時を臨時指定するものにして之れが爲め勤務時間を延長する事ありするも所謂超過時間割増制に依つて自ら調節せらるゝを以て勤務時間の全體に對し割増すべき場合のものにあらず、年間僅かに一人當り平均數回超過する非當時の勤務の如きはほんと自己の從事する事業の爲めに離す毫端がまつて欲しい。

五、工務従業員信號人に近輜現業員と同一の加給月額支給せられたし

回答 支給し難し

説明 車掌運轉手に在りては最高月給を二面に限定しめる爲め加給月額を設けたるも「工務従業員に在りては日給最高の限度なく兩者給料制度の根本を異にするが故に加給月額には非工務従業員其の他に之を及ぼすべきものには非ず。強いて之を適用せんとなれば現給月給額を低下すべき事となる。

六、事故に對する賠償料は一切當局負擔とせられたし

回答 各事件毎に考慮すべし

説明 法の義きは常に公正であつて過重な處分を受けることは異例であるから概的に當局の一切負担と爲すことを得ず當局に於て大々的事件を審理して其の程度決定せんとするもので敢て嘆願を拒むものでは無い、現に當局の費用で競争中のものあり、又之を實行して無罪の判決を受けた例もあるのである。

七、勤務演習並簡易點呼召集者に日給全額支給せられたし

回答 支給し難し

説明 勤務演習に對しては現に當局より日給二分の一を支給せらるゝ外共済組合より一日給に付月收額の百分の一即ち日給の三割三分となり之に軍隊から受け給與を併せれば大約日給

とする宣傳の如く今後の時間調整に依りて車間距離の調節が不可能であるなど、言ふことは絶対に有り不得べからざるは電氣局の行政終りに附言して置き度いことは電氣局に車名を離信する事に通せずして慢に郡業經營に關する容喙をすることに對しては回答の限りに任らざる市民の交通に重大なる關係を有する事柄であるから特以上の事實を詳記して皆君、注意を促すものである。

八、採用規程一部改正せられたし

回答 信號人車掌又は運轉手を中心とする限場合に在りては要務上差支なき限り試験を受けることを許容すべき

説明 信號人は本人の希望に依り信號人として採用した者であつて當局が將來車掌運轉手に採用する爲めに信號人として當局の各幹部の側人は電氣局にて單に年齢が長じたからと云ふて本人の希望に應じて無試験で車掌運轉手に職務を轉する事を許容する事は出来ぬ。

九、同一作業に對し同一賃金を支給せられたし

回答 支給し難し

説明 事業上の便益から補助車掌として少年労働者を雇入れる爲め一般社會の青年労働者を専門に請け負ひ、又同一作業であるから同一賃金を支給しない、但は運轉手は年次賃金や技術や成績に依る等級上の區別は無意味のものとなつて恐らくは多數の不平等不溝を免れぬことは車掌、運轉手の間でありますて其の實体も區別あつてこそ然る可

十、乗務時分計算規定並給與規定一部改正せられたし

回答 改正し難し

説明 今回の改正は繰り返して言ふが如く開拓として標準時間を定め而も其の一割超過する事とは之を認める制度であり又正確な勤務觀念に依つて運轉の正確、圓滑を期せんが爲めに運刻、早退の取扱を勧め世人と